

特定原産地証明書とは

シーン

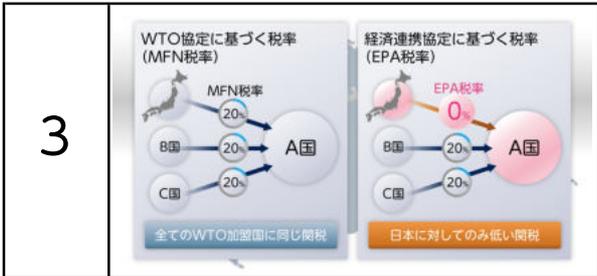
画面イメージ



特定原産地証明書は、EPAに基づいて発給される原産地証明書です。EPAは、Economic Partnership Agreementの略称で、「経済連携協定」と呼ばれ、国や地域同士で輸出入にかかる関税の引き下げ・削減等を定めた国際協定です。



通常、輸入時に、輸入国が定める関税を支払う必要があります。それらはWTOで決められた原則に基づき、WTO加盟国に対して共通の関税率が適用されます。この税率は一般的にMFN税率と呼ばれています。



EPAを結んだ国の間では、他国よりも低い税率で輸出入を行うことができます。この税率は一般的にEPA税率と呼ばれています。輸入国側でEPA税率の適用を受ける際に必要となるのが特定原産地証明書です。



特定原産地証明書は、船積ごと、または通関の手続きごとに取得する必要があります。日本では、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律」に基づき、日本商工会議所が特定原産地証明書の発給機関として経済産業大臣より指定されています。



特定原産地証明書は、各地の商工会議所が発給している「非特恵原産地証明書」と利用目的等が異なります。

特定原産地証明書とは

シーン

6			
		特定原産地証明書	非特恵原産地証明書
	利用目的	EPA税率の適用	L/C要件、通関etc
	申請方式	電子申請	専用紙で申請または 電子申請(一部の会議所)
	発給機関	日本商工会議所	各地商工会議所
	原産地の確認 対象国(地域)	協定に基づく原産地規則 協定の締約国	関税法を準用 制限なし
		<small>*日シンガポール経済連携協定を除く</small>	

特定原産地証明書は、前述のとおり関税の減免を目的とした原産地証明書です。一方、非特恵原産地証明書は、さまざまな目的に利用されています。その他、ご覧のような違いがあります。